

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から52年3月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで
③ 昭和53年4月から同年6月まで

私が20歳になった昭和46年2月ごろ、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、それ以降結婚までの私の国民年金保険料は、母親が両親の保険料と一緒に集金人に納付していたので、申立期間①及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。なお、国民年金に加入した当時に交付された国民年金手帳の表紙の色はオレンジ色であった。

また、申立期間②が免除期間とされているが、その当時は両親兄弟と同居しており、国民年金保険料を免除してもらう理由はなく、母親も私も保険料の免除申請をしたこともない上、その期間、両親は保険料が免除とされていないので、私のみが保険料を免除とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親は、保険料を納付している上、申立人の両親には申請免除を受けた記録も残っておらず、両親と同一世帯であった申立人のみが保険料の免除となっているのは不自然である。

また、申立人が申立期間②及び③当時に居住していた市で保管している国民年金被保険者名簿と社会保険庁との記録には申請免除の記録に相違がみられ、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年2月ごろに申立人の母

親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年4月ごろに払い出されていることから、その時点で申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金加入当時交付された国民年金手帳の表紙の色を主張しているが、この色の国民年金手帳は昭和49年11月以降に発行されているものであり、申立期間①当時に発行されていた国民年金手帳の色とは相違する。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで
② 昭和49年4月から53年9月まで
③ 昭和59年4月及び同年5月
④ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、国民年金の加入手続を誰が行ったか記憶が定かではないが、国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人に自分で納付していたと思う。料理店を経営していた期間は、店にふくよかな女性が保険料の集金に来ていた。婚姻後は、私と元夫の保険料二人分を私が集金人に納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③について、当時経営していた料理店に女性が国民年金保険料の集金に来ていたとしているところ、申立人が当時居住していた市では、集金人が保険料を徴収していたことが確認できる。

また、申立人は、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立期間③当時、住所変更手続を適切に行っていることが確認できる。

さらに、申立期間③は2か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みであることから、途中の申立期間③の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①について、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間①当初の時期に、申立人が当時居住していたとする市への住所変更手続が行われた形跡は無く、

同様に、申立期間②についても、その後半の期間は、申立人が当時居住していたとする市に申立人の住所の登録は無く、国民年金の住所変更手続が行われた形跡もうかがえないことから、申立人が、申立期間当時居住していたとする市の集金人に、保険料を納付することはできない。

また、申立期間④について、申立人は、申立人と元夫の二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の元夫の保険料は未納となっており、その元夫は既に他界していることから、申立期間④当時の保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間①、②及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

厚生年金保険に加入していた会社を辞めた後、母親に依頼して、国民年金の加入手続を区役所で行った。

その後の国民年金保険料は、私が毎月生活費として入れていた中から、母親が自宅に来る集金人に納付していた。

保険料を納付していた母親は、真面目な人だったので、頼まれたことを怠るようなことはなかったと思うし、母親は、集金人が来る度に、保険料を納付したことを私に報告してくれた。

申立期間当時、同居していた妹が、母親から私の保険料の納付の話を聞いたと言っているので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、昭和39年4月と推測され、この時点において、同年3月分の保険料の納付は可能であり、申立人から国民年金の加入手続を依頼されたとするその母親が、加入手続のみを行い、当初の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳では、国民年金手帳の発行年月日は昭和40年3月とされているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は39年4月であると推測できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の妹は、「母親と同居していたころ、母親から、自宅に来

た集金人に兄（申立人）の国民年金保険料を納付していたと聞いた。」と証言しており、その母親が集金人に保険料を納付したとする申立内容は、基本的に信用できる。

加えて、申立期間②は、3か月と短期間であり、その前後の期間は保険料が納付済みとされている上、申立人の国民年金被保険者台帳で保険料納付日が確認できる昭和40年度分から42年度分は、申立期間を除き、すべて納付期限内に保険料が納付されている。

その上、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から9年2月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月から9年2月まで
② 平成9年5月から同年12月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続後、毎月、市役所の出張所で申立期間①の国民年金保険料を納付していたが、年に1回又は2回は銀行で保険料を納付していたかもしれない。また、母親は、私が勤務先の会社を退職した後、平成9年5月ごろに同出張所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、母親は、毎月、同出張所で申立期間②の保険料を納付していた。私は、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の母親は、申立期間①及び②について、母親自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、その母親の申立期間①及び②の保険料は現年度保険料として納付済みとされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年10月に払い出されており、申立人の母親が国民年金の加入手続を行っていないながら、当時、全く保険料を納付しなかったとは考え難く、また、申立人の保険料と自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、申立期間①及び②の保険料を現年度納付していることを考え併せれば、申立人についても、申立期間①のうち現年度納付が可能であった同年4月から9年2月までの期間及び申立期間②について、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回に渡り適切に行っていることから、申立期間②についてのみ切替手続を行っていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納している。

- 2 一方、申立期間①のうち、平成6年9月から7年3月までの期間については、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の母親の保険料は現年度納付となっているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月に払い出されていることから、当該期間の保険料を現年度納付することはできず、この期間についてまでその母親と一緒に保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立期間①のうち、平成6年9月から7年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から9年2月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月

私は、結婚に伴う住所異動の届けを行うために訪れた市役所出張所で、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は私が行ったが、納付額については憶えていない。母親からは、厚生年金保険をやめた後は、国民年金に加入するようと言われていた。2年か3年くらい前に、現住所地の区役所へ出向いて保険料の納付状況を確認したが、未納期間は無いと言われており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和63年1月の結婚に伴う住所異動届を市役所出張所で行った際に、国民年金の加入手続を行ったことを鮮明に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金への関心及び保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立人は、その母親から厚生年金保険をやめた後は、国民年金に加入するようと言われていたと主張しているところ、その母親は、配偶者が死亡した後の昭和44年10月から、国民年金に任意加入し、60歳までの加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人の長兄も、20歳から国民年金に加入しており、60歳までの加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 56 年 3 月まで

結婚直後に 20 歳になり、母親や既に国民年金に加入していた夫に国民年金に加入するよういわれ、私自身が区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時、自宅に集金人が来ており、私が夫の国民年金保険料と併せて二人分の保険料を集金人に納付し、集金人からは領収書が交付されていた。

私が夫の国民年金保険料だけを納付して、私自身の保険料を未納にするはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を集金人に納付し、集金人から領収書が交付されていたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、国民年金保険料を集金人が収納し、領収書を交付していたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは認められない。

また、申立人は、申立期間当初である昭和 49 年 5 月の結婚直後に 20 歳になり、申立人の夫及び母親に言われて国民年金に加入したと主張しており、申立人の母親は、申立人が結婚する際に国民年金に加入するよう勧めたと証言していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料について、現年度で納付していることが確認でき、実際に集金人に対して保険料を納付している申立人が、その夫の保険料を納付して、申立人自身の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、申立期間以外に未納が無い上、第1号被保険者と第3号被保険者との種別変更手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで
② 平成 5 年 7 月から 6 年 1 月まで

私は、昭和 60 年から厚生年金保険に加入し、厚生年金保険以外の期間は国民年金に加入の上ずっと保険料を納付してきた。昨年、年金記録を確認したところ、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月間及び平成 5 年 7 月から 6 年 1 月までの 7 か月間が未納になっていると言われた。現在、体調が悪く、国民年金保険料を半額しか納付できない状態ではあるが、収入が少ない中、少しでも納付しようと努力している。

私は、国民年金の加入期間はすべて市役所の出張所か郵便局で保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、7か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、すべて保険料を納付しており、複数回に渡る厚生年金保険から国民年金の切替手続を適切に行っている上、申立期間を除き、切替手続後の国民年金保険料を納付していることから、申立期間②の7か月間のみ納付していないのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、平成 14 年 6 月に国民年金の記録が統合された結果、未納期間となったものであることが確認できるほか、申立人が所持する年金手帳にも申立期間①の加入手続は行われた形跡が見当たらず、平成 14 年までは申立期間①は未加入期間とされていたため、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から6年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1469

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和43年12月に国民年金の加入手続をした。一時期、保険料を支払えない期間があったが、その後48年に転居した際、市役所で国民年金課の職員に「国民年金の納付期間が足りないので年金がもらえなくなる。」と言われ、確かに2年間分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。金額は、よく覚えていないが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月から厚生年金保険に加入し、同時期に国民年金の転居の届出を行った際に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立内容のとおり住所変更の手続が行われていることが特殊台帳で確認でき、この手続の際に、市役所の職員からさかのぼって納付できる限度である過年度納付を勧められた可能性は高いことから、この時期に2年分の保険料を納付したとする申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人の夫は、申立期間当時に2年分の国民年金保険料を納付したことを申立人から聞いた記憶があると証言していることから、その申立内容に不自然さは認められない。

さらに、申立人は昭和43年に国民年金に任意加入しているとともに、52年1月以降は未納期間が無いことから納付意欲が高いことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から44年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続及び結婚するまでの国民年金保険料納付については両親が行ってくれていたが、結婚後の昭和42年1月分以降の保険料は転居後の住所地で私が集金人や納付書により郵便局で納付していた。申立期間①の間に出産のため2か月ほど実家に戻っていた期間はあったが、未納とならないように納付をしてきたはずである。

したがって、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の前後の期間を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化が認められない上、申立人が所持している領収書などから、申立期間①前後には集金人が来ていたことがうかがえることから、申立期間①について国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②直後の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料の領収書を2枚所持しているが、保険料が還付された形跡も保険料が未納の期間に充当もされた形跡もないことから、過誤納として扱われていれば、直前2年以内の唯一の未納期間であり保険料額も同額である申立期間②に当然に充当されるべきものであるが、それらの措置がとられておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料は納付しており、結婚

後から第3号被保険者になるまでの約20年間を任意加入しているなど納付意欲の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は、昭和41年に長男が生まれ生活が安定してきたことをきっかけに、夫婦で国民年金に加入した。妻は病弱で家にいることが多く、集金人が国民年金保険料を集めに来てくれていた。妻は几帳面な性格だったので、納めていないところがあれば、後からでも納めているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の記録と申立人が所持する国民年金手帳の記録では、昭和42年度における国民年金保険料の納付日の記録が相違しており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人の申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付されており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は国民年金手帳記号番号の払出日以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年4月までの期間及び平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年4月まで
② 平成3年9月

私は、会社を退職した後は、国民年金に加入すべきことは承知しているので、昭和59年12月に会社を退職した時も、住所地の区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

また、平成5年8月に社会保険事務所に行った時、最近4年間の国民年金保険料が未納であり、そのうちの2年分の保険料は納付できると言われ、すぐに住所地の区役所で保険料を一括して納付している。

申立期間①及び②のいずれの期間も未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、会社を退職した後に、住所地の区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、昭和60年4月は国民年金の強制加入被保険者であったにもかかわらず、同月分の保険料が誤って還付されていることから、同月は納付済みと認められ、申立人が、強制加入期間である申立期間①のうち、最後の1か月の保険料だけを納付し、残りの4か月分を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間②について、申立人は、過去2年分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立期間②は、申立人が保険料を納付したとする2年間の途中の1か月であり、申立期間②を除く1年11か月は保険料が納付済みとなっていることから、申立人が申立期間②の保険料の

み納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 5 月から厚生年金保険に任意加入し、平成 5 年 8 月からは国民年金に任意加入しており、いずれの加入期間についても、保険料をすべて納付しているなど、年金制度への関心及び保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

加えて、申立期間①、②は 5 か月及び 1 か月と、いずれも短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 48 年 8 月から 51 年 7 月まで
③ 昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月まで
④ 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
⑤ 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
⑦ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
⑧ 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 55 年から 60 年まで喫茶店を経営しており、その喫茶店に社会保険事務局の職員を名乗る人物が度々来た。その人物は、国民年金保険料の未納期間について、今納付すれば全部大丈夫とか、納付期限があるからとか言っていたが、お店に何度も来られるのは迷惑なので、言われた金額の保険料を 2 回に分けて納付した。その時、「これで保険料の未納は無くなった。」と言われたが、最近になって、自分の年金記録を確認したところ、未納期間が多く残っているので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑧について、申立人は、昭和 55 年から 60 年まで喫茶店を経営しており、その喫茶店に社会保険事務局の職員を名乗る人物が度々来て、国民年金保険料の納付の督促をされたと主張しているところ、その当時は、社会保険事務局は存在していないものの、申立人の主張する人物は、申立人の住所地の区の職員であった可能性があり、50 年代後半には、申立人が居住していた区において、区の職員が国民年金保険料納付の督促を行って

いたことが確認できる。

また、申立人は昭和 57 年 3 月に申立人が経営する喫茶店がある区に住所を異動していること、申立人が 2 回に分けて納付したと主張する国民年金保険料額は、申立人が住所を移転した以降の昭和 57 年度及び 58 年度分の保険料額におおむね一致すること、かつ、前述のとおり、昭和 50 年代後半には、申立人が居住する区において、区の職員が、保険料納付の督促を行っていたことを考え併せれば、申立人が、申立期間⑧を含めて、昭和 57 年度及び 58 年度の保険料を納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間⑧後は未納期間が無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、かつ、申立期間⑧直後の国民年金保険料の全額免除期間のほとんどについても後に保険料を追納していることなどから、申立期間⑧後は、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①から⑦については、その期間の保険料まで納付していたとすると、保険料額は、申立人が 2 回に分けて納付したと主張する国民年金保険料の金額と、大きく相違することから、申立期間①から⑦までの保険料についてまで納付していたと推認することはできない。

また、申立期間①から⑦について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から⑦の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から48年3月まで

私が、30歳になって、家業であるお茶の小売店を継ぐことになった昭和49年ごろ、私の母親が私の将来のことを考えて市役所で国民年金の加入手続を行い保険料を納付していた。加入手続からしばらくした後、市役所から、未納となっている約10年分の国民年金保険料をさかのぼって納付可能となったことから、納付書が郵送されてきたので、母親が、金融機関で保険料を納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳になった昭和49年ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続をした後に、資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、この時期は、第2回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立期間は、強制加入期間であり保険料納付が可能な期間である。

また、申立人の母親は納付書を使用して、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、市役所に申出をすれば納付書を入手することは可能であり、納付したとする保険料額も実際に特例納付した場合の金額におおむね一致している。

さらに、申立人の母親は、「私の子供（申立人）の将来のことを考え、昭和49年ごろ、子供の国民年金加入手続を行ったが、そのころ、未納となっていた子供の国民年金保険料をさかのぼってすべて納付した。」旨証言しており、申立人の父親も、妻である申立人の母親から申立人の保険料をさかのぼってすべて納付したと聞いたので、安心した記憶があるとしている。

加えて、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付している上、前納を複数回行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月から同年 8 月までの厚生年金保険加入期間は、社会保険事務所のオンライン記録では平成 18 年 6 月に追加変更されていることから、特例納付を行った当時は国民年金加入期間として記録されており、当該期間についても前後の申立期間と同様に国民年金保険料の特例納付を行っていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和62年4月から同年6月まで

私は結婚後の昭和40年頃、国民年金加入手続を妻の分も一緒に行った。場所は区役所だったと記憶している。青果業を営んで45年になり、店は朝早くから夜まで営業しており留守にすることもなく、二人分の国民年金保険料は店に来ていた集金人に間違いなく納めていたはずである。また、集金人が来なくなっからは口座振替にしており、国民年金保険料をすべて納めたはずであり、未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③については、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和62年7月から口座振替による保険料納付に変更し、同年9月に申立期間直前の61年10月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当時、申立期間は現年度納付できる期間である上、昭和62年度分納付書が発行されていたことも確認できることから、申立期間③の保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を集金人に納

付していたとの記憶しかなく当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの 12 か月間の保険料を 44 年 9 月に過年度納付していることが記録上確認でき、41 年 4 月以降の未納期間のうち過年度納付できる期間を納付し、申立期間の 12 か月が未納となったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和62年4月から同年6月まで

夫は結婚後の昭和40年頃、国民年金加入手続を私の分も一緒に行った。場所は区役所だったと記憶している。青果業を営んで45年になり、店は朝早くから夜まで営業しており留守にすることもなく、二人分の国民年金保険料は店に来ていた集金人に間違いなく納めていたはずである。また、集金人が来なくなっからは口座振替にしており、国民年金保険料をすべて納めたはずであり、未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③については、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和62年7月から口座振替による保険料納付に変更し、同年9月に申立期間直前の61年10月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当時、申立期間は現年度納付できる期間である上、昭和62年度分納付書が発行されていたことも確認できることから、申立期間③の保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を集金人に納

付していたとの記憶しかなく当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの 12 か月間の保険料を 44 年 9 月に過年度納付していることが記録上確認でき、41 年 4 月以降の未納期間のうち過年度納付できる期間を納付し、申立期間の 12 か月が未納となったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 43 年 6 月に引っ越しをしてからしばらくして、役所から国民年金保険料が不足していると連絡があったため、私が銀行から 20 万円を引き出して夫に渡し、夫が保険料を納付したはずである。

当時、夫から、「不足していた保険料を納付してきた。」と言われたことをはっきりと憶えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、引っ越しをした昭和 43 年 6 月から子供が生まれた 47 年 11 月までの間に申立人の夫が納付したと主張しているところ、当時は第 1 回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の記録は、36 年 4 月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、社会保険庁の記録では、申立人は昭和 45 年 6 月に 40 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人の夫は 45 年以降も事業経営を継続し、60 歳になるまで保険料を納付しており、申立期間の保険料納付が可能な資金を所持していたと推認され、申立期間の保険料を納付するために申立人が銀行から引き出したとする金額も、申立期間の保険料を納付するのに十分な金額であったことから、その夫が申立期間の保険料を納付せず、40 年 4 月以降の保険料のみを納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付している

とともに、口座振替を利用するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1478

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 43 年 6 月に引っ越しをしてからしばらくして、役所から国民年金保険料が不足していると連絡があったため、妻が銀行から 20 万円を引き出して渡してくれたので、私が保険料を納付した。

妻は、当時、私から、「不足していた保険料を納付してきた。」と言われたことをはっきりと憶えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について、引っ越しをした昭和 43 年 6 月から子供が生まれた 47 年 11 月までの間に申立人が納付したと主張しているところ、当時は第 1 回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の記録は、36 年 4 月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、社会保険庁の記録では、申立人は昭和 45 年 6 月に 40 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人は 45 年以降も事業経営を継続し、60 歳になるまで保険料を納付しており、申立期間の保険料納付が可能な資金を所持していたと推認され、申立期間の保険料を納付するために申立人の妻が銀行から引き出したとする金額も、申立期間の保険料を納付するのに十分な金額であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付せず、40 年 4 月以降の保険料のみを納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、口座振替を利用するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から昭和56年9月まで

昭和46年1月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際に年金手帳を発行された。その後、国民年金保険料の額は記憶にないが、毎月、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたのに、保険料が未納となっていることに納得がいかない。また、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、夫は納付済となっているのに、私の保険料のみ未納となっていることにも納得がいかない。さらに、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を一緒に行ったはずで、私の資格取得年月日と、夫の資格取得年月日が違っていることも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間については、6か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続以降未納は無く、納付意識は高いと認められる。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済とされており、記録上、納付日が確認できる昭和59年4月以降の保険料の納付は、夫婦同日に行われていることが確認でき、申立人夫婦の生活状況に特段の変化もみられないことから、申立期間のうちの同期間についても同様に保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 46 年 1 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を一度のみ行い、その際に年金手帳を受け取ったと主張しているが、この年金手帳は、その様式から同年 1 月時点では使用されておらず、記録上申立人が加入手続を行ったとみられる 56 年 10 月以降の記憶と考えるのが自然である。

さらに、年金手帳に記載されている申立人の資格取得日は、年金制度上、申立人が厚生年金保険資格を喪失した日の翌日が記載されているに過ぎないものである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1480

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

私は、住民票上の転入手続をした際に、国民年金の手続も同時にしている。納付書により金融機関に自分で振り込んだことを記憶しているので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度への意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は昭和48年に国民年金に任意加入しており、申立期間はその前後とも、国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 7 月まで

私は、昭和 52 年 8 月に夫の転勤に伴い A 市に転居したが、その前に居住していた B 市において夫から勧められ国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付した。A 市に転居した際、B 市で交付された年金手帳を紛失したので、A 市役所において新しい年金手帳を交付してもらうとともに、担当者から B 市在住時に国民年金に加入していたことや保険料を納付していたことを調べておくとわれ、安堵したことをよく覚えている。

保険料は納付書により銀行で納付してきた。保険料額はよく覚えていないが、2,000 円ぐらいであったかもしれない。毎月であったか、何か月ごとに納付したかは、よく覚えていない。

申立期間が未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月に A 市へ転居する前の B 市在住時に、申立人の夫に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料を 2 年程度納付していたことや A 市に転居した際に B 市での国民年金の加入状況等について窓口担当者とやり取りしたことなどを鮮明に記憶しており、申立人の夫も、同市在住時に申立人に国民年金への加入を勧め、同市にあった銀行に申立人の保険料として多めに入金していたと証言するなど、同市において国民年金に加入し、保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により銀行で納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、原則として集金人により保険料が収納されていたものの、一部の地域では納付書

により金融機関で保険料を収納していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、60歳到達後も任意加入し、付加保険料とともに保険料を前納するなど、申立人の保険料の納付意欲は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から55年3月まで
② 昭和60年8月から同年12月まで

私は、20歳になった昭和43年1月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った際か、付加年金制度が開始された45年10月に付加年金の加入手続も行ったはずであり、申立期間①について、定額保険料が納付済みで付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、私は、昭和60年8月に再就職したが、入社直後の期間は試用期間だったため、いつから厚生年金保険に加入しているか心配になり、しばらくしてから、市役所で保険料が未納とされている期間が無いか問い合わせたところ、「未納はありません。きれいに完納しています。」との回答をもらったにもかかわらず、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間については、申立人の特殊台帳によると、付加年金の加入日が同年1月5日となっている上、申立人が居住する市が保管する申立人の国民年金名簿には、同期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料が納付済みとされている。

2 一方、申立期間①のうち、昭和43年1月から54年12月までの期間については、申立人は、当初、43年1月ごろに付加年金の加入手続を行ったと主張していたが、その後、付加年金に加入したのは、制度が開始された45年10月かもしれないとしており、記憶が定かでない上、申立人の特殊台帳

によると、付加年金の加入日は55年1月5日とされていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の納付記録によると、申立期間①のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び昭和53年度の国民年金保険料について、過年度納付していたことが確認できるが、付加保険料は現年度の定額保険料とともに、納期限内に納付するほかないことから、少なくとも当該期間については、申立人が付加保険料を納付することができなかったことが推認できる。

さらに、申立期間②については、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無いと証言している上、社会保険庁のオンライン記録でも、申立人が、申立期間②当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡が無く、申立期間②は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間①のうち、昭和43年1月から54年12月までの期間の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①のうち、43年1月から54年12月までの期間の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度の発足時から加入し、申立期間当時は家業の洋服製造卸業に携わっていたが、仕事中に集金人が来た時に父母のどちらかに庭に呼ばれ、保険料を父親に負担してもらって、父親と共に集金人に納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、当時の現年度保険料の集金方法は印紙検認方式であり、申立人の所持する国民年金手帳には、検認印が押された形跡が無いことから、集金人に申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

しかし、申立人が所持する領収書によれば、申立人は、昭和 38 年度の国民年金保険料を昭和 39 年 6 月に過年度納付していることが確認でき、同じくこの時点で過年度納付が可能であった昭和 37 年度の保険料を納付せずに、その後の 38 年度の保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料は、申立人の父親に負担してもらい、その父親とともに納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人と同居していたその父親の申立期間の保険料は納付済みとなっているとともに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の母親も、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の保険料は納付済みとなっていることから、少なくとも当該期間の申立人の保険料が納付されていたとしても特段不合理ではない。

加えて、申立人の国民年金保険料を負担していたとする申立人の父親は、国民年金制度発足時から任意で加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえる。

- 2 一方、前述のとおり、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、集金人に納付したとは考えにくい上、申立人が昭和 38 年度の保険料を過年度納付した昭和 39 年 6 月時点では、既に時効により過年度納付も行うことはできないことから、この期間の保険料についてまで納付していたとは推認できない。

また、申立人の母親も、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から同年12月まで
② 昭和58年7月から同年9月まで

私は、昭和52年12月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、市役所の窓口の担当者から将来もらう受給額を増やすために付加年金に加入するように勧められ、付加年金にも加入した。私は、申立期間①及び②当時、3か月ごとに市役所で付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①の付加保険料が未納とされるとともに、申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①及び②の前後の付加保険料を含めた国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の納付記録によると、申立期間①は定額保険料が納付済みで、付加保険料が未納とされているところ、申立人が、申立期間①当時、付加年金を辞退した形跡が無い上、納付書には定額保険料と付加保険料を合算した金額のみが記載されていたことが確認できることから、申立人が、申立期間

①について、定額保険料のみを納付したとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②は共に3か月と短期間であり、申立人は、申立期間②を除き国民年金保険料を完納しているとともに、ほとんどの期間について付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①については付加保険料を、また、申立期間②については付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

平成7年5月ごろに市役所から、「60歳になるので国民年金保険料を納付する必要はありません。」という旨の通知が届いたので、私は、市役所に電話で確認したところ、「保険料を納付する必要はありません。」とのことだった。しかし、すぐに納付書が送付され、まだ60歳に到達する前の時期でもあったので、私は、市役所内の銀行で納付書により申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月ごろ、60歳に到達する前の時期であったことから、市役所内の銀行で納付書により申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人は申立期間の保険料を納付した際の状況について具体的かつ詳細に記憶していることや、申立人は申立期間直前の同年3月時点で既に国民年金の満額受給を得るための納付月数を満たしていたものの、市役所が申立人に対して同年4月以降の納付書を送付していたことが確認できることを考え併せれば、申立人が、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納している期間や付加保険料も納付している期間があるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月
② 昭和49年2月及び同年3月

2つの申立期間共に会社を退職後すぐに妻が区役所で国民年金の加入手続をしていたはずである。手続の時期は、国民年金手帳に記載されている資格取得日で間違いないと思う。厚生年金保険と国民年金は連続していなければならないと聞いていたので申立期間の国民年金保険料は納付していたはずであり、それが未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間であり、申立期間以外に未納期間及び未加入期間は無く、前納制度も利用しており、国民年金に対する意識が高いものと考えられ、当該期間については一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料収納記録は納付済みとなっている。

また、特殊台帳及び申立人が所持する当時の領収書から、昭和49年4月から同年8月までの国民年金保険料を、夫婦共に同一月に納付していたことが確認できることから、申立人の主張どおり、その妻が二人分の保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は国民年金手帳に記載されている資格取得日（昭和46年3月27日）を加入手続日の根拠としているが、この資格取得日は加入手続の時期にかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日までさかのぼって適用されるものであり、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の加入手続日から昭和46年4月

中旬以降に手続したものと考えられ、申立人に加入手続の実施時期に相違が見られる。

また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妻においても、申立期間①の国民年金保険料は未納となっている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年2月まで

私は、市役所の職員から60歳の誕生日まで国民年金保険料を納付しなければならぬと聞いていたので、平成11年の春ごろ、快晴の日に市役所のすぐ近くの銀行で預金をおろした後、市役所の税金や年金の保険料を納付するコーナーで申立期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年4月から12年1月までの期間について、申立人は、市役所の職員から60歳の誕生日まで国民年金保険料を納付しなければならぬと聞いたことから、平成11年の春ごろに市役所で申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人は当該期間の保険料を納付した際の状況について具体的かつ詳細に記憶していることや、申立人は申立期間直前の同年3月時点で既に国民年金の満額受給を得るための納付月数を満たしていたものの、市役所が申立人に対して同年4月以降の納付書を送付していたことが確認できることを考え併せれば、申立人が、申立期間のうち、同年4月から12年1月までの期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、平成12年2月については、申立人が60歳に到達しており、同月は国民年金の無資格期間とされていることから、保険料

を納付できない期間であるとともに、申立人が居住する市では、被保険者が60歳に到達した以降の期間の納付書には、保険料を納付する必要がないことを示すため、納付不要を意味する記号が記載されていたことから、申立人が、申立期間のうち、12年2月の保険料まで納付していたとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から12年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで

私は昭和 36 年 4 月から厚生年金保険と国民年金の手続を切れ目無く行い、未納が無いように国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間においても会社を退職し、国民年金の加入手続を行った後、会社の離職時に併せ月額 200 円の国民年金保険料を未納の無いように納付をしており、8 か月の短期間だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し、国民年金の加入手続を行った後、会社の離職時に併せ月額 200 円の国民年金保険料を未納の無いように納付をしたと主張するところ、社会保険庁の記録によると申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 10 月に市に払い出され、前後の任意加入者から同年 10 月 14 日及び 15 日に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、昭和 44 年度の国民年金保険料は申立人が所持している領収書から加入手続直後である 45 年 10 月に過年度納付したことも確認できることから、44 年度分の過年度納付をした際に申立期間 8 か月分の保険料も併せ、過年度納付したものと考えることが合理的である。

また、申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 39 年 2 月 29 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 21 日から 41 年 11 月 1 日まで

A社を結婚退職した後、B社に入社し、総務関係、営業事務をした。C社、A社、B社の全期間について、脱退手当金の支給がされているが、実父から「将来のため、年金は継続して加入していなさい」との教えに従い、脱退手当金は請求していない。また、支給日である 42 年 1 月 26 日には長女出産(42 年 2 月誕生)のため帰省しており受け取れるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

B社が厚生年金保険の適用事業所となってから全喪までの全ての被保険者のうち女性は 12 人おり、このうち脱退手当金を受給しているのは申立人を含めて 2 人のみで、当時の事業主は「当時年金の通算制度が社内でも話題になっており、脱退手当金の代理請求を行っていなかった」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給された後、間もなく国民年金に任意加入し、昭和 61 年 3 月に国民年金第 3 号被保険者となるまで国民年金保険料をすべて納付しており、このことは、申立人の実父から、「年金は継続して加入するように」と教えられていた、とする供述とも整合性があり、将来の年金を意識して保険料の納付を続けたとする申立内容は信用でき、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 45 円相違している。

加えて、申立人は、社会保険事務所には行ったこともないし、場所も知らないと供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和28年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年10月から29年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月5日から29年3月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が漏れているが、昭和28年6月22日よりA社B局に入社し、申立期間も含め、継続してA社本社等に勤務しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、(昭和28年10月5日にA社B局から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年3月のA社本社における社会保険事務所の記録から、28年10月から29年2月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社本社は、資格取得日について、同社本社に異動になった昭和28年10月5日として届け出るべきところを、29年3月1日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年10月から29年2月の保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成2年9月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成2年3月から同年8月までの標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年8月31日まで

社会保険庁の記録では、平成2年3月31日にA社は厚生年金保険適用事業所ではなくなっているが、給料からは同年3月分から8月分までの厚生年金保険料が控除されていたため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、平成2年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁の記録では、A社は、平成2年9月5日に同年3月31日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされている。

しかし、平成2年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されているものが複数存在している。

さらに、当該訂正処理前から、平成2年3月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同年9月5日であると認められる。

また、平成2年3月から同年8月までの標準報酬月額については、同年2月の社会保険庁の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで
私はA社B工場に昭和43年8月10日から48年6月30日まで勤務した。退職日は6月30日であったため、次の会社と間が無くつながっていると思っていたが、年金の請求時につながっていないことが判明した。自分が提出した退職願と会社が作成した退職金計算書には、昭和48年6月30日退職と記載がある。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職金計算書、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社B工場に昭和48年6月30日まで継続して勤務していたことが認められ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年6月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず、不明としているが、申立人の資格喪失日について、事業主がこれを同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を、またC社E工場の事業主は申立人が18年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し19年8月19日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から同年10月までは30円、同年11月から19年7月までは30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年8月19日まで
社会保険庁の記録では、C社に勤務していた全期間が欠落している。

C社に入社し、同社B工場に2か月位勤務して、同社D工場に異動した後に、徴用として同社E工場に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査の過程で、申立人が勤務していたとするC社B工場ではなく、C社の親会社であるA社B工場における社会保険事務所の保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿から申立人と同姓同名で同生年月日の昭和18年4月1日から同年11月1日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録が確認された。

また、C社E工場における社会保険事務所の保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿から申立人と同姓同名で同生年月日の者の昭和18年11月1日から19年8月19日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

これらを総合的に判断すると、A社及びC社の事業主は、申立人がA社B工

場で昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を、C 社 E 工場で 18 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 19 年 8 月 19 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から昭和 18 年 4 月から同年 10 月までは 30 円、同年 11 月から 19 年 7 月までは 30 円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 1489

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年4月まで

私は、20歳であった申立期間当時学生であったため、両親が、国民年金に任意加入する手続きを行い、母親の国民年金保険料と一緒に、私の分も納付したはずである。

国民年金に任意加入してまで保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、申立人が20歳の時に国民年金に任意加入する手続きを行い、その母親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者の対象とされていなかった専門学校の学生であった期間であり、申立期間は強制加入期間とされていることが確認できるとともに、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、かつ、申立人の国民年金に任意加入する手続き等を行ったとするその両親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の母親が記載していたとする申立期間当時の家計簿の国民年金保険料の支出を示す欄には、2か月ごとに2か月分の保険料額に相当する数字が記載されているが、その金額は一人分であることから、申立人が申立期間当時その両親が納付していたとする保険料額は、申立期間の保険料が納付済みとされている申立人の母親の分であったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年1月に払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年8月まで

昭和45年12月5日ごろ、市役所で国民年金に加入したと思うが、いつ、誰が、手続したかは分からない。国民年金手帳は、いつ、誰から受け取ったか分からない。国民年金保険料は、月々の支払いだったと思うが、いつ、どこで、誰が、いくら、納付したのか分からない。

昭和49年9月28日、市役所支所に転居の届けをし、国民年金手帳を提示したところ、私の国民年金手帳記号番号と同じ番号の人がもう一人いたので、同日資格取得、同日発行の新しい年金記号番号になった国民年金手帳を渡された。昭和45年12月から49年8月までの間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから任意加入期間であったが、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月に払い出され、被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前の申立期間は未加入期間であることから保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶が無く、ほかに証言を得られる者もないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、同じ国民年金手帳記号番号の人がいたとして、新しい手帳記号番号の国民年金手帳を渡されたと主張しているところ、国民年金の加入状況及び納付状況が不明のため確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 7 月までの期間及び同年 12 月から 40 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 7 月まで
② 昭和 39 年 12 月から 40 年 2 月まで

申立期間①は、昭和 37 年 4 月に銀行を退職後、母親が自治会の役員に勧められて、私の国民年金への加入手続をし、私が自分の預金から毎月 100 円か 200 円を母親に渡し、母親が集金の自治会役員に国民年金手帳とお金を渡し、スタンプを押して手帳を返してもらっていたと思う。

申立期間②は、私が市役所で加入手続をし、保険料の金額は覚えていないが、毎月集金人に渡していたにもかかわらず未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 4 月に銀行を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の手帳記号番号は昭和 47 年 3 月に払い出されていることが確認でき、当時、申立人は任意加入による被保険者であることから、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人が申立期間に居住していた市及び管轄する社会保険事務所において、申立期間における申立人の国民年金への加入及び保険料納付記録は確認できず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付

状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

平成元年10月に会社を退職してすぐ健康保険証が必要になり、母親が市役所へ行き国民健康保険と同時に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料を納付した時期と金額は不明だが、母親が市役所窓口で納付していたという記憶がある。

その後も幾度か転職し、国民年金の被保険者の時があったが、今まで気をつけて必ず納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が平成元年10月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所窓口で納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母親も記憶が無いから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年2月に払い出されており、その当時の資格取得日は同年1月となっていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない上、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

仮に申立期間の保険料を納付できるとした場合、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度の保険料となり、市役所窓口で納付することはできないことから申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年12月まで
20歳になった昭和48年5月から、母親が国民年金保険料を納付していたはずであり、国民年金の加入手続も母親が行ったはずである。当時、隣組の婦人が保険料の集金に来ていたので、間違いなく納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、隣組の婦人を通じて申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親からは高齢であるため事情を聴取することができない上、集金を担当していたとされる婦人からは、申立人が希望しないため事情を聴取することもできず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月24日に申立人の居住する町に払い出されたことが確認でき、申立人に年金手帳が交付された時期は、申立人の前に国民年金手帳記号番号が払い出された任意加入者の記録から51年1月24日以降であると推認される上、申立期間の保険料をまとめて納付した事情もうかがえず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和50年3月以前は過年度納付となり、隣組の役員が収納することができない取扱いとなっていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 60 年 3 月まで

国民年金の加入手続は、時期、場所の記憶は無いが母親か私のどちらかが行ったと思う。保険料の額や納付場所など記憶に無いが、私の性格から納付書が届いているのに納付しないことは考えられず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続については、申立人本人又は母親が行ったと思うとしているが、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金に加入した時に、過去の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無いとしている。

また、申立の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った可能性がある申立人の母親は、既に亡くなっており、証言が得られないことから、申立人の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 8 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 54 年 3 月まで

私は 20 歳になったのをきっかけに、昭和 48 年 2 月ごろ国民年金の加入
手続をした。給料日には国民年金保険料を別封筒に入れるなど、忘れずに
保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がい
かない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 1 月に払い出されており、
この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付するこ
とができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえな
い。

また、申立人に交付されたとする年金手帳は、現在申立人が所持する年金
手帳 1 冊のみであるとしており、この年金手帳には、年金手帳交付時の住所
として昭和 54 年 10 月以降に居住していた住所が記載されており、申立期間
の住所と異なっていることから、申立期間当時に当該年金手帳が交付された
とは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付
していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 7 月まで

私は、19 歳から勤務していた歯科医院が厚生年金保険に加入していなかったため、時期と場所は憶えていないが 20 歳を過ぎたころに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は父親に 20 歳にさかのぼって納付してもらった。学生でも 20 歳から国民年金に加入義務が生じたころ、私は既に 20 歳までさかのぼって保険料を納付していたことを友人に話したことを憶えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期と場所は憶えていないものの 20 歳を過ぎたころ国民年金の加入手続きを行い、申立人の父親が 20 歳になった昭和 63 年 11 月にさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 7 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った場所や時期の記憶は曖昧であり、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親も納付方法、納付時期について記憶が無く、当時の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から51年3月まで
両親は、「お嫁入り支度分の貯えと、国民年金保険料はきちんと納めているから」と常々口にしていました。母親と私の国民年金の加入期間は昭和43年6月から46年3月までは重なっており、母親が、母親自身の保険料を納めているにもかかわらず、私の保険料を納めないままではと考えられない。両親は既に亡くなっているが、20歳から保険料を納付してくれていたことを、両親から何度も聞かされていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和43年6月に、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の大半は、時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1498

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から平成4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から平成4年1月まで

昭和49年7月に就職し厚生年金保険に加入したので、同年8月に妻が社会保険事務所で私の国民年金の資格喪失手続を行おうとしたところ、職員から引き続き国民年金を継続すると将来年金受給額が増えると言われ、私の国民年金はそのまま継続した。

保険料は、申立期間当初の昭和49年7月から53年3月までの期間は、区役所の支所で、妻が半年おきに私と妻の二人分を納付書により納付した。同年4月からは、口座振替により同じく夫婦二人分の保険料を納付した。

口座振替により保険料を納付したことについては、当時の預金通帳があり、これを社会保険事務所に提示したが、誰の保険料か分からないと言われた。

しかし、口座から引き落とされた保険料は間違いなく夫婦二人分のものであり、申立期間の保険料は厚生年金保険料と重複して納付したのであるから、その保険料を還付してもらえないことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月に就職し厚生年金保険に加入したので、同年8月に申立人の妻が社会保険事務所で申立人の国民年金の資格喪失手続を行おうとしたところ、職員から引き続き国民年金を継続すると将来受給額が増えると言われそのまま継続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳には、「昭和49年7月29日資格喪失」と記載されており、社会保険庁の記録では、申立人は同日に厚生年金保険に加入していることが確認でき、国民年金への加入を継続したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、昭和53年4月からは申立人及びその妻の国民年金保険

料を口座引き落としにより納付していたとしているところ、申立人が所持する預金通帳では、昭和 56 年 11 月から二人分の保険料が口座から引き落とされ、61 年 4 月からは一人分の引き落としとなり、平成元年 2 月からは引き落としが確認できないものとなっている。この点については、まず、申立人の妻は昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者となり保険料を納付しなくてもよいこととなったことから、口座から引き落とされている保険料のうち、一人分は申立人の妻のものと推認される。次に、申立人が所持する昭和 57 年の確定申告書控から申立人は縁故者の保険料を納付していたことが推認されること及びその縁故者は平成元年 2 月から保険料が法定免除されており、保険料を納付しなくてもよいこととなったことから、口座から引き落とされている保険料のうち、他の一人分は申立人の縁故者のものであると考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から59年2月までの期間及び同年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年2月から59年2月まで
② 昭和59年3月から61年3月まで

私は、昭和53年2月に会社を退職後、加入時期、加入方法ははっきりしないが、母親が国民年金加入手続を行った。

国民年金加入後、昭和54年3月に結婚するまでは、納付方法等ははっきりしないが、母親が国民年金保険料を納付していた。

結婚後の昭和54年4月から59年3月までは、自分で国民年金保険料を納付していたが、納付方法等は全く憶えていない。

住所移転後昭和59年4月から61年3月までは、納付方法等ははっきりしないが、実家で働いていたので母親が国民年金保険料を納付していたと思う。

国民年金を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、申立人が結婚後の昭和54年4月から59年3月までの期間を除き、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親には、当時の具体的な記憶が無いことから申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年7月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間①及び②は未加入期間であることから、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納めていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 51 年 3 月まで

私が結婚する前に実家にいた時、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も兄の分と一緒に納付していたが、私の保険料のみが未納となっていることは納得できない。また、結婚後は、妻と一緒に国民年金の加入手続きを行い、保険料は二人分農協で納付していたのに、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚する前に実家にいた時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は結婚前の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の結婚前の保険料を納付していたとするその母親は既に亡くなっており、申立人はその母親から国民年金手帳を渡された記憶も無いため、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の記号番号は、昭和 51 年 7 月に、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚後の昭和 48 年 10 月以降は夫婦二人分を一緒に農協で納付していたと主張しているが、申立人が結婚後に居住していた市では、申立期間当時の 50 年 3 月までは国民年金保険料の納付方法は集金制であったことが確認できることから、農協で納付したとする申立人の申立内容と相違する上、一緒に納付していたとする申立人の妻も同様に未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は、時期は定かではないが、国民年金の加入について、近所の二人と相談し、その二人とほぼ同じ時期に加入手続を行ったと思う。その後、昭和 37 年ごろ、夫の会社の上司夫妻に、国民年金に任意加入していると話したことを記憶しているため、国民年金制度が発足してすぐに、区役所で加入手続を行ったはずである。

加入当初の保険料は納付書を郵便局に持参し、年数回納付した。保険料を納付していたことは間違いなく、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、国民年金の加入について、近所の二人と相談し、その二人とほぼ同じ時期に加入手続を行ったと思うと主張しているところ、申立人が国民年金の加入について相談したとする近所の二人については、国民年金手帳記号番号が連番であり、この前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、昭和 50 年 4 月から同年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推測されることから、申立人が主張する国民年金制度発足当初には、加入手続を行っていないと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金に加入する手続を行ったものと確認でき、申立人の加入資格は任意加入であることから、申立人の加入手続を行った時点からさかのぼって保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立期間については、保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをう

かがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が昭和 45 年 12 月まで居住していた市では、当時、納付書による保険料の納付は行われておらず、申立人が申立期間に納付していたとする国民年金保険料額も、当時の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年2月までの期間及び46年3月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年2月まで
② 昭和46年3月から49年5月まで

私は地元のA市で勤めていた会社を昭和41年4月に辞め、寿司屋を営んでいた兄の手伝いをするためにB市に引っ越した。その後、兄の店を辞めA市に戻り会社勤めを始め、また会社を辞めて兄の店を手伝うということを繰り返した。この間、住民票はA市のままであった。

申立期間①及び②は、いずれも私がB市の兄の店を手伝っている時であり、父親または母親がA市において私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。また、申立期間②のうち昭和47年4月からは未加入とされているが、私はその時に国民年金をやめた覚えは無く、この期間の保険料も父親又は母親が納付していたはずである。申立期間①が未納、申立期間②が未納及び未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を申立人の父親又は母親が集金人に納付していたはずであるとしているところ、申立人の父親は既に他界しており、申立人の母親からも証言は得られず、申立期間①及び②の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳では、昭和47年4月に第1回目の特例納付の催告状が申立人に送付されたことが推認され、第1回目の特例納付による国民年金保険料の納付可能期間は昭和36年4月から45年6月までであることから、申立期間①はこの期間に含まれ、当時、未納であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳には、申立人は昭和 47 年 4 月 1 日に資格喪失したことが記載され、行政側の記録と一致していることから、その時点で申立人は資格を喪失したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月まで

私は、昭和 39 年又は 40 年に金融機関でお金を借りた後、市役所の支所で 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。特例納付した時は、さかのぼれる保険料はすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年又は 40 年に特例納付により、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、この時期は特例納付制度が無かった上、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年 12 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付したのは、昭和 39 年又は 40 年に納付した時の 1 回のみであると述べているが、申立人の納付記録によると、申立人は、55 年 6 月に 40 年 9 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 9 月までの期間の保険料を特例納付により納付したことが確認できることから、申立人が特例納付により保険料を納付した時期及び保険料の納付期間について誤認している可能性がある。

さらに、記録上、申立人の国民年金保険料の始期とされている昭和 40 年 9 月は、この時点を起点として、以降 60 歳まで国民年金保険料を納付したとすると、その月数がほぼ申立人の年金受給資格に必要な加入月数に相当することから、申立人は、同年 9 月以降の保険料について特例納付したものと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年5月までの期間及び51年3月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から47年5月まで
② 昭和51年3月から57年9月まで

私は、昭和53年8月ごろ、国民年金の保険料を20歳にさかのぼって納付が可能である旨のポスターを見て、区役所で国民年金の加入手続をし、その際現在所持している年金手帳を受け取った。

国民年金保険料は、加入手続の当日に同じ窓口で納付書が作成され、20歳にさかのぼって昭和44年11月分から53年8月分までを納付し、その後の国民年金保険料も最寄りの郵便局から納付したので、未納となっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月ごろ居住地の区役所で国民年金の加入手続をし、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の記号番号は59年11月に払い出されており、この時点では申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の記号は、昭和57年1月から平成6年10月までの間、申立人の居住していた地域で使用されていたことが確認でき、その間に加入手続を行ったことが推測されることから、特例納付期間を経過しているため20歳にさかのぼって保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が納付したと主張している保険料額と、申立内容のとおりさかのぼって一括納付した場合の納付金額は大きく乖離^{かいり}している。

加えて、申立期間のうち、申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している昭和 53 年 8 月以降の納付状況が確認できない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年7月までの期間、3年12月から5年9月までの期間及び8年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年7月まで
② 平成3年12月から5年9月まで
③ 平成8年7月

将来のことを考え20歳になったのをきっかけに、国民の義務でもあるため、国民年金に加入した。保険料は、納付期限ごとに納付してきた。社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、保険料の未納が多いのに愕然とした。10年以上前の領収書は処分してしまったが、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、20歳になったのを契機に国民年金に加入し、納付期限ごとに納付してきたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住している市の記録においても、被保険者期間が存在すればあるはずの被保険者名簿が無く、国民年金に加入していたことはうかがえない。

また、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、申立人が25歳以降に居住していた住所のみが記載されており、申立人が20歳から国民年金に加入していたことはうかがえないほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、実際に国民年金に加入した時点では、申立期間①及び②は既に時効により、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間③についても、申立人が所持する年金手帳には、国民年金被保険者期間としての記載がみられず、当初この期間は未加入期間であっ

たものと考えられ、社会保険庁のオンライン記録においては、平成 10 年 10 月にさかのぼって追加された記録であることが確認できる。

加えて、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から同年9月までの期間及び同年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月から同年9月まで
② 昭和58年12月から59年3月まで

国民年金には昭和53年7月に任意加入したが、昭和61年4月からは国民年金第3号被保険者の制度ができると聞き、届出の際に未納期間があると恥ずかしいと思い、同年3月に古い国民年金保険料の納付書を全部区役所に持って行き、担当の職員に見てもらい、古くても大丈夫と言われ全部納付して安心していただけるところ、60歳になって国民年金期間満了の通知を受け取り、申立期間が未納であることを知った。申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に古い納付書を全部持って区役所に行き、対応した職員に確認してもらい未納分をすべて納付したと主張しているが、納付した期間や納付金額などについて具体的な記憶が無く、納付状況等は不明である。

また、申立人が主張するとおり、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料を同年3月17日に納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるが、同年3月17日の納付では申立期間は過年度になり、申立期間①及び②の一部は既に時効が成立しており、保険料を納付することはできず、申立内容とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 5 月に結婚を機に会社を退職し、国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付場所や納付金額等の記憶は定かではないが、前納で保険料の納付を行っていたはずであり、申立期間において喪失届を提出した覚えはなく、未加入とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を前納で納付していたと主張しているところ、申立期間直前の昭和 57 年度及び 58 年度は前納していることが記録上確認できるが、申立人が所持する年金手帳には、59 年 4 月に資格喪失した旨の記載があることから、申立期間は保険料を納付することができない期間である上、保険料の納付場所等の記憶は曖昧であり、納付状況は不明である。

また、申立期間のうち昭和 60 年度については、申立人は、昭和 59 年 11 月に転居し、国民年金の住所変更手続を 61 年 5 月に行っていることが確認でき、60 年度の納付書は転居前後のいずれの市役所からも発行されることはなく、国民年金保険料を納付できない期間であることから申立人の主張とは相違している。

さらに、申立人が転居後の住所変更手続を行った昭和 61 年 5 月の時点では、申立期間の大半は過年度納付の方法により国民年金保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は同時期に住所変更手続を行って以降、まとめて保険料を納付したことはないとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付したということも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1508

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
私は、勤務先の会社を退職後、その当時、民生委員だった母親から、「保険料月額が 100 円でもあるし、老後に役立つから国民年金に加入しなさい。」と勧められた。そして、母親は、昭和 41 年 4 月に私の国民年金の加入手続を行った。その後、私又は両親が、自宅へ集金に来た地域の役員に毎回家族 3 人分の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 41 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 5 月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立人自身又はその両親が、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 5 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付によるほかないが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人に過年度保険料を納付できなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人又はその両親が、申立人と両親の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているが、その母親は昭和 45 年 3 月以前には国民年金に加入しておらず、その父親も国民年金に加入した形跡が無いことから、申立内容と合致しない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 7 月に勤務先の会社を退職した時、その会社の担当者から、国民年金に加入するよう勧められたので、同年 8 月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。都合が悪い時は、妻に依頼したこともあったが、私は、郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 47 年 8 月に国民年金の加入手続を行った後に、オレンジ色の国民年金手帳が郵送されてきたと証言しているが、オレンジ色の国民年金手帳は 49 年 11 月以降に発行されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の妻も申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

私の夫は、昭和 47 年 7 月に勤務先の会社を退職した時、その会社の担当者から、国民年金に加入するよう勧められたので、同年 8 月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。夫の都合が悪い時は、私が国民年金保険料を納付したこともあったが、夫は、郵便局で納付書により夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和 47 年 8 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の夫は、昭和 47 年 8 月に国民年金の加入手続を行った後に、オレンジ色の国民年金手帳が郵送されてきたと証言しているが、オレンジ色の国民年金手帳は 49 年 11 月以降に発行されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の夫も申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から56年3月まで

昭和46年1月に妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その際に年金手帳を発行された。その後、国民年金保険料の額は記憶にないが、毎月、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたのに、保険料が未納となっていることに納得がいかない。また、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を一緒に行ったはずで、私の資格取得年月日と、妻の資格取得年月日が違っていることにも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入状況等は不明であるが、申立人に係る加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、昭和46年1月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を一度のみ行い、その際に年金手帳を受け取ったとしているが、この年金手帳は、その様式から同年1月時点では使用されておらず、記録上申立人が加入手続を行ったとみられる56年10月以降の記憶と考えるのが自然である。

さらに、年金手帳に記載されている資格取得日は、年金制度上、申立人が満20歳に到達した日が記載されているに過ぎないものである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から58年1月まで

私の元夫は、私の長男が生まれた時、市役所に出生届に行った際と思うが、私の国民年金加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納付場所は定かではないが元夫が納付していたはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、当時、加入手続及び納付を行ったとされる元夫は記憶していないとしており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の年金手帳は、平成5年2月に発行されていることが確認でき、申立期間は時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの期間及び6年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成3年3月まで
② 平成6年8月

申立期間①については、学生であった昭和63年9月ごろに母親が区役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、窓口で保険料を納付した。加入以後の保険料は母親が納付していた。

また、申立期間②については、勤めていた会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったが、国民年金保険料は納めていなかった。その後、海外留学に出発直後の平成8年7月に、母親が社会保険事務所で申立期間②を含む保険料未納分を全額納付してくれた。

申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金法の改正で学生も強制加入となった平成3年4月1日を資格取得日として、同年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間①は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することはできず、申立人が主張する昭和63年9月頃に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続きや国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続きや国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親からも、国民年金の加入手続き等に係る記憶が曖昧であり、具体的な証言が得られないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は申立人からの社会保険庁へ

の調査申立てによって、平成10年当時に当初の6年9月1日から同年8月31日に記録訂正されており、この時点までは申立期間②は国民年金の保険料を納付できない期間であったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 44 年 3 月まで

私の母親は、おそらく昭和 38 年ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親は、集金人に弟二人分の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、おそらく昭和 38 年ごろに市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 43 年 12 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の母親が、申立人の弟二人分の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと述べているが、その弟は二人とも申立期間中の国民年金加入期間について、保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月まで
母親が、私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと思うと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、かつ、これらの手続等を行ったとするその母親も、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等について記憶していないと述べているなど、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、また、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の父親からも、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年2月まで

私は、昭和44年12月に会社を退職後、会社の人に勧められて銀行で国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後、毎月、銀行で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納めてきたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月ごろ、銀行で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、当該加入手続は銀行で行うことは不可能であるとともに、申立期間当時における保険料の納付単位は毎月でなく3か月であったことなど、申立内容には不合理な点が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に払い出されており、申立人はそのころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 52 年 3 月まで

申立期間当時、父親は会社で会計の仕事をしていたので、社会保険等の手続については厳しく、きちんと行っていた。

三つ上の兄が 20 歳から国民年金に加入しているので、私についても父親が加入手続を行い、20 歳から国民年金保険料を納めていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の直近前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は、昭和 52 年 9 月に行われたと考えられ、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、一部の期間は国民年金保険料を過年度納付できる期間であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べていることから、申立人が申立期間のうち、一部の期間の保険料のみ納付したとも考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、口座振替により納付していたと思うと主張しているが、申立人が申立期間当時、居住していた市において口座振替制度が採用されたのは、昭和 51 年 4 月であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続を行ったとする申立人の

父親も既に他界していることから、申立期間の国民年金加入状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1518

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から49年3月まで

私は、マッサージ師の修業をしていた昭和60年から63年ごろ、社会保険事務所か町役場の職員と思われる男性から、今なら申立期間の未納とされている保険料を納付することができると電話により勧奨され、まとめてさかのぼって30万円余りを納付した。納付書がどこから送付されてきたのか、また、どこで納付したのかの記憶は定かでは無いが、未納は無くなったと思っていたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を昭和60年から63年ごろにまとめてさかのぼって納付したとしているが、その期間には特例納付は実施されていない。

また、申立人は、昭和60年から63年ごろ、社会保険事務所か町役場と思われる男性から、電話により勧奨されて保険料を納付したとしているところ、その当時、申立人が居住していた町及び所管の社会保険事務所では、特例納付実施期間でないことから、電話による特例納付の勧奨は行っていなかったとしているとともに、その期間に同町において国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者約800名について、過去2年以上にさかのぼってまとめて国民年金保険料が収納された事例は見当たらず、同町においては、制度どおり特例納付が実施されていたものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付書の発行元や納付場所の記憶が曖昧で、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月から同年 11 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 35 年 9 月まで
③ 昭和 35 年 10 月から 36 年 12 月まで
④ 昭和 38 年 1 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 40 年 11 月から 41 年 10 月まで
⑥ 昭和 42 年 1 月から同年 6 月まで
⑦ 昭和 42 年 10 月から 44 年 7 月まで
⑧ 昭和 44 年 10 月から 46 年 12 月まで

社会保険庁の記録によると、①昭和32年7月から同年11月まではA社に、②34年4月から35年9月まではB社に、③35年10月から36年12月まではC社に、④38年1月から同年7月まではD社に、⑤40年11月から41年10月までと⑥42年1月から同年6月まではE社に、⑦42年10月から44年7月まではF社に、⑧44年10月から46年12月まではG社に勤務していた各期間に係る被保険者期間が欠落しているが、申立期間①については中卒後同期と一緒にお茶の販売店へ、②及び③についてはH県職業安定所の紹介で就職し、④についてはその前に親戚の経営する会社で修得した電気溶接の技術で就職し、⑤から⑧のそれぞれの期間はI造船所の下請企業に電気溶接の職人として勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、①から⑧までの全ての申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、A社の複数名の同僚に照会したものの、申立内容を確認できる証言等を得ることができなかった。

さらに、申立期間②、③及び⑦について②のB社及び③のC社は、適用事業所としての届出がされておらず、⑦のF社には、申立人は同社が厚生年金保険

を全喪後に勤務していたとしており、念のため調査したが他の被保険者で全喪後被保険者期間が有る者はいない。

加えて、申立期間④、⑤及び⑥について、申立期間当時のD社及びE社の他の被保険者を調査したが、申立人を覚えている被保険者がいないこと、他の被保険者及び事業主が当時の職人は渡り職人として高給を求めて転職することが多いことや、仕事が無くなれば契約を解除されていたこと等の証言があること、他の被保険者も申立人と同様、被保険者期間に途中で空白期間があること等から、申立人の申立期間の勤務実態を確認できない。

また、申立期間⑧について、G社に問い合わせをしたところ、申立人は雇用保険のみ加入していたと回答している。

このほか、申立人に係るその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年4月15日から33年1月1日まで

友達から年金が少なすぎると言われて、平成18年10月に社会保険事務所で記録を確認したところ、昭和29年6月1日から30年4月1日までの期間と30年4月15日から33年1月1日までの期間について33年2月22日に脱退手当金を支払われていることになっていたが、受け取った記憶が無い。A病院退職時、事務長より失業保険証とともに厚生年金保険被保険者証を手渡され、大事にするように言われたのを記憶している。

どういう手続きで支給済みとなっているのか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者のうち、申立人の資格喪失日である昭和33年1月1日の前後3年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14名が資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた被保険者2名は「A病院から脱退手当金について説明があった」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険番号は、申立期間の被保険者期間と申立期間後の被保険者期間とは別の厚生年金保険番号となっており、脱退手当金を受給したために厚生年金保険番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立期間当時は通算年金制度創設前である上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和33年2月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月4日から20年8月16日まで
昭和19年春ごろから終戦により徴用解除となるまで、A社B工場（現在は、C社 以下同じ）に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では19年11月4日から20年8月16日までの被保険者期間が欠落しているの
で、当該期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。また、
申立期間当時は、通称名も使用していたので、当該通称で、被保険者期間が
欠落していないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において終戦により徴用解除となるまで、A社B工場に勤務し、同社の寮にいたとしているが、同社に勤務していた複数の者から聴取を行ったが、申立内容を確認することができる証言等を得ることができず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳の申立人のA社B工場に係る厚生年金保険の資格喪失日は、昭和19年11月4日と記載されている。

このほか、本名及び通称名においても、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 38 年末まで

昭和 37 年から 38 年末までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ期間照会したところ、加入記録が無いとの回答だった。当該期間に A 市の B 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社に勤務していたことは、当時、申立人が名前を記憶している同僚の証言から確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、事業所も全喪により関係資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できない。

さらに、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 5 日から 33 年 1 月 4 日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間についてA社の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除に係る資料を所持しておらず、A社も当時の関係資料(貸金台帳、源泉徴収簿等)を保管していないため、事業主による給与からの保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、「厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無い」旨の供述をしている。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、理由は不明であるが、複数名の者が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その数か月後に再び資格を取得している状況がみられる。

加えて、公共職業安定所の雇用保険記録では、申立期間において申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 32 年 2 月 5 日から 34 年 12 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 1 月 16 日から 39 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の期間照会の回答として、申立期間に当該事業所に勤務して、脱退手当金を受けているということであったが、①と②については、勤務時期、勤務した事業所の順番において、私の記憶と社会保険庁の記録が異なっており、退職時に一時金を請求したことも受け取った記憶も無い。

また、③についても退職後に一時金を請求したことも受け取った記憶も無いため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

申立期間①及び②については、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されている。

また、申立期間の①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和35年4月22日に支給決定されている。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和34年12月から1年以内に資格を喪失した者22名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19名に脱退手当金の支給記録があり、うち15名について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可

能性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間③については、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱手」表示が記されており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは無く、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、B社とD社に在籍していた時期が逆であり、社会保険庁の記録に誤りがあると主張しているが、B社及び同僚からはこれを裏付ける証言は得られなかった。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 37 年 8 月 31 日から 38 年 3 月ごろまで

社会保険庁の記録では、私がA病院で勤務していた昭和 35 年 2 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間及び 37 年 8 月 31 日から 38 年 3 月ごろまでの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私は、昭和 35 年に高校卒業と同時にA病院に勤め、38 年 3 月ごろまで働いていたため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A病院に係る給与明細書等の資料を保持しておらず、A病院においても平成 6 年に新病院になった以前の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存していないため申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が挙げた同僚 3 人は連絡が取れず、申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者で、連絡先が判明したA病院の元職員 4 人のうち 3 人は申立人のことを覚えておらず、申立人を記憶している 1 人（看護師）は、申立人の在籍期間は覚えていないが、自分はA病院に勤務した当初の 2～3 年は見習期間であったため、厚生年金保険に加入していなかったと思うと証言している。

加えて、申立人が自身より後に退職したと述べている同僚は、申立期間中に厚生年金保険の資格を喪失している。

このほか、申立期間について、雇用保険の被保険者としての記録も確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 2 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 6 日から同年 9 月 22 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 2 日から 40 年 4 月 1 日まで、A省B局に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

また、昭和 40 年 4 月 6 日から同年 9 月 22 日まで、A省C局に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。これらの期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主であるD社E事務センター（組織改正によりA省B局及びA省C局の事務を統括管理）は、①の期間について臨時雇であったこと及び②の期間について臨時補充員であったことの在職証明をしていることから、申立人が申立期間当時、A省B局及びA省C局に勤務していたことは確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、①の期間について、A省B局は昭和 41 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、②の期間について、A省C局は、55 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっていて、両事業所とも、申立期間について厚生年金保険の適用事務所でないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、D社E事務センターも、当時の資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたとの記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年ごろから35年ごろまで
昭和29年ごろから35年ごろまでは、D市にあったA社B出張所に3年か4年くらい勤め、その後E市に出来たA社C出張所に2年くらい勤めていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人が勤務していたとするA社B出張所及びC出張所は、社会保険庁の記録では適用事業所として確認できず、昭和32年1月4日に適用事業所となっているA社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が35年9月8日に資格取得したことが確認できる。

さらに、A社が昭和32年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となった同日に資格取得した被保険者に申立人の氏名は無く、事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間について、申立人が述べた同僚6名の氏名は、社会保険庁が保管しているA社の被保険者名簿の中には見当たらない。

このほか、A社は申立期間において、雇用保険の適用事業所となっておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 3 月 30 日にA社に入社し、同年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで同社に勤務していた。
現金で手渡されていた給料から社会保険料も控除されていた。
保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は登記簿から申立期間には法人設立されていたことは確認できるが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所として、確認できない。

さらに、登記簿から判明した当該事業所において申立期間当時役員であった複数の者の年金記録を調査したが、厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、同社は既に全喪しており、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から19年6月1日まで
私は昭和18年10月1日から20年8月29日までA社に勤務していた。B学校(夜間)に通学しながら終戦まで旋盤工として働いていた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員は、「自分が入社した昭和19年1月10日以前に申立人は勤務していたと思う」と証言しており、また、申立期間以降に申立人が勤務したC庁が保管する人事記録には、「昭和19年4月3日から20年9月20日 A社旋盤工」と記載されていることから、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、A社は、昭和20年8月30日に全喪していること、D法務局では、A社の商業登記簿謄本は見当たらないと回答していることから、事業主に照会することができなかった。

また、当時の関係資料(賃金台帳、源泉徴収簿等)を確認できず、申立期間における厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料控除の状況が不明である。

さらに、申立人の申立期間中の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての記憶が曖昧であり、当時のことを証言してくれる申立人と同職種の同僚の、証言を得ることもできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和19年6月1日と記載されており、18年10月1日から19年6月1日までの間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 9 月 10 日まで
② 昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、栄養士として、A社に勤務していた。また、申立期間②については、昭和 44 年 11 月 15 日にB社に就職と同時に子会社であるC社に出向を命じられ同社に勤務し、45 年 5 月 21 日に出向が解け親会社であるB社で秘書として勤務していたのに、同社での資格取得日が 46 年 12 月 1 日となっており、19 か月の加入期間が欠落しているが、当該期間も厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。

厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無いが、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、栄養士としてA社に勤務していたとしているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社に照会したが、同社は申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、申立人については、A社における雇用保険の加入記録を確認できない上、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で当該期間に資格を取得した記録がある者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、B社で秘書などの仕事をしていたとしているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は当時の上司及び同僚の名前を覚えていないことから、社会保

険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の者に対して照会を行ったが、申立人の勤務実態を確認できる証言等を得ることができなかった。

さらに、申立人は「子会社であるC社から親会社であるB社に出向が解け、戻った」と述べているが、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、C社からB社に異動した者は確認できず、C社での元同僚から証言を得ることもできないことから、当該事業所間での異動の実態についても確認することができない。

加えて、B社は、現在、所在地が不明であり、申立人に係る厚生年金保険の適用及び給与からの保険料控除について確認することができない上、社会保険事務所の保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が、昭和46年12月1日に資格取得していることが確認でき、この記録は雇用保険の加入記録とも一致する。

このほか、申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月ごろから同年 12 月ごろまで
昭和 53 年 6 月から同年 12 月までの A 社 B 営業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に照会したところ、当該期間については厚生年金に加入していた事実がない旨の回答をもらった。

C 社に在籍しながら、A 社にも勤務を始めた当初に、A 社へ年金手帳を提出した。給与明細書等は特に無いが、給料から保険料が控除されていたと記憶しているので、厚生年金の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 営業所の当時の所長の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の複数の事務担当者に照会を行ったところ、「入社した者の中には、厚生年金保険の加入手続きをしなかった者も少なからずいた」旨の証言があった。

また、複数の者から、「当該事業所では、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入していた」旨の証言があるところ、申立人は申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社に係る申立期間前後の被保険者原票に申立人の記載は無く、欠番もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 14 日から 47 年 1 月 21 日まで

平成 19 年 5 月に社会保険業務センターから送付された年金加入期間確認書において、厚生年金保険の加入期間が全く無く、驚いて社会保険業務センターへ問い合わせたところ、申立期間の脱退手当金が支給されていることが分かった。

脱退手当金の支給を受けた覚えが無く納得いかないので、社会保険業務センターへ照会したところ、回答された「脱退手当金支給のオンライン記録」の姓名のカタカナ表記が違っており、脱退手当金が支給されていることは承服できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 5 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は「脱退手当金支給のオンライン記録の姓名のカタカナ表記が違っており、脱退手当金が支給されていることは承服できない」旨を申し立てているが、昭和 54 年に被保険者記録の整備の一環として、カナ氏名を被保険者記録に収録することとなり、その際に、従来の漢字氏名をカナ氏名に変換するシステムによって、申立人の姓名は一般的な読み仮名に変換されたため、カタカナ表記が誤ったまま管理されていたと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月ごろから同年8月15日まで
② 昭和21年9月1日から23年1月ごろまで
③ 昭和23年1月ごろから25年1月ごろまで
④ 昭和25年1月ごろから同年6月ごろまで

社会保険庁の記録では、A社において昭和21年8月15日に資格取得し、同年9月1日に資格喪失となっているが、同年1月ごろ、既に同社に勤務していた知り合いに紹介されて入社した。その後、1年ほどすると、仕事が少なくなり、ほとんどの従業員が、地方に出かけて仕事をするようになった。合計で2年間は勤務したと思う。

また、社会保険庁の記録には無いが、昭和23年1月ごろから約2年間、B社に勤務していた。A社の経営状況が悪化したため、上記の知り合いがあっせんしてくれた会社で、当初は、私を含め、従業員が5人ほどでスタートしたが、辞めるころには20人前後になっていた。

さらに、社会保険庁の記録には無いが、昭和25年1月ごろから約6か月間、C社に勤務していた。B社の同僚が始めた会社であり、当初、従業員は、私を含め5人ほどだった。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた当時の業務内容等について、詳細な証言をしていることから、いずれの事業所にも勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

申立期間①及び②に係るA社は、社会保険庁の記録では、昭和21年8月15日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、申立人に同社を紹介し、その後も行動を共にしたとする同僚

についても、申立期間②当時の厚生年金被保険者の記録が無い上、そのほか19人いた被保険者のうち、13人が、申立人と同じく昭和21年9月1日に資格喪失していることが確認できる。

申立期間③に係るB社については、申立人が勤務したとする事業所所在地を管轄する法務局の記録により、同名の事業所が存在したことは確認できたものの、商業登記簿等が残っておらず、社会保険庁の記録においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が同僚として名前を挙げた2人について年金記録を確認したところ、いずれにも申立期間③当時の厚生年金保険被保険者の記録は無かった。

申立期間④に係るC社については、社会保険庁の記録において、所在地及び名称が申立内容と一致する事業所が確認できたが、当該事業所は、昭和32年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が挙げた当時の同僚の年金記録においても、申立期間④当時の厚生年金保険被保険者の記録は無かった。

このほか、いずれの申立期間についても、同僚の証言等を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から32年7月1日まで

私は、昭和29年11月15日から32年7月1日まで、A施設で保母見習として働いていました。当時厚生年金保険に加入していたはずだと思い、社会保険事務所に対して加入記録を照会したところ、30年5月1日から32年7月1日までの期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答を得ました。当時、私は大変厳しい労働条件で働き、入所中は印鑑も事務室に預けた状態であり、退職時に脱退手当金を受け取ったような記憶はなく、その後、送金を受けた記憶もないので、脱退手当金を受け取ったこととなっているのはどうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額、支給金額が記載されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年10月15日に支給されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同僚の1名は、「退職時に金銭をもらった。後で脱退手当金と分かった。自分では手続していない」と証言しており、もう1名も「退職時に金銭をもらった。後で脱退手当金と分かった。当時は事業所が手続するのが当然で自分では手続していない」と証言している。さらに、当時のA施設の経理担当者は、「申立期間当時、A施設では単式簿記から複式簿記に移行する時期に当たり、整理している過程で脱退手当金を受け取っていない人がいることが判明し、まとめて脱退手当金の受給申請を行い、支給された現金は現金書留で送った記憶がある。申立人もその中に含まれているかもしれない」と証言していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。